

07.04.30

第 125 号

受付 様式第16号(第12条関係)

令和7年 4月30日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地 1
団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 田淵 暁
電話番号 0875-63-1501

地域内分権推進交付金実績報告書

令和6年 4月1日付け三政地第2号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 8,141,767円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1 事業の成果

（1）全体評価

新型コロナウイルス感染症は5類に移行しているが、今年度も引き続き感染防止対策を実施しながら事業活動を行った。

幼稚園農園運営協力活動や、竹林クラブ、まち町ファームなどの屋外活動を中心に、十分に注意しながら実施できた。また、山本町を考える交流会にて、一昨年よりスタートした「山本まち町マルシェ」を3回開催するなど、今後につながる地域活動を実施できた。

屋内事業としては、三豊市認知症カフェ事業の受託事業「おれんじドア『結』」を年間通して開催し、126名の参加があった。

来年度は、推進隊山本として最終年度の活動となるだろうが、感染予防対策を怠ることなく実施しつつ、住民のために「何が出来るのか、何をすればよいのか」を常に問いかけながら活動を実施していきたい。

（2）重点事業の成果

①自主防災会支援事業

今年度は6月に水防訓練、12月に消火訓練を予定通り実施できた。9月に実施した「防災講演会」は、「大規模災害時の救急活動」のテーマで、三観広域行政組合の次田浩二氏に講師をお願いし、47名の参加者だった。

②魅力あふれる地域づくり事業

屋外活動がメインの事業を中心に実施した。まち町ファームでは、耕作放棄地利用活動として推進隊山本会員による農園活動5年目を実施した。じゃがいも収穫祭とサツマイモ収穫祭を実施し、参加者は各19名ずつだった。

③魅力発信事業

山本町を考える交流会は、計画していた「栗ひろい」や「みかんちぎり」が開催できなかったが、「山本まち町マルシェ」を3回開催し、計600名以上の参加があった。竹林クラブは、人を呼び込むための活動として整備を続け、5回開催したタケノコ掘りイベントには、町外を含め69名の参加があった。また、やまもとICTサークルでは、夏休みに開催した「プログラミング教室2024」に続き、春休みに「プログラミング教室 in 山本町2025」を開催し、合計13名の参加があった。

（3）移譲業務他

電話での問い合わせや住民からの要望にも適切に対応することができた。また、自治会、地区衛生の事務局としても随時対応し、全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

2 個別事業報告書

(1)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）			
事業目的	平成26年度より財田西地区老人会が主に企画して、共催事業として高齢者の地域貢献と健康維持、地域交流につながる「天神山ふれあいの森」の遊歩道・展望台・キャンプ場及び梅園の整備活動を、地域資源の有効活用の面からも支援する。			
事業内容	遊歩道の落葉かき、草刈り、清掃作業、雑木の伐採等を行った。参加者に対する費用弁償は年間1回。			
実施日時	7/20 11/16			
実施場所	天神山遊歩道・梅園			
受益者	山本町住民他	従事人数	2人	
本事業の評価	地域の老人会との共催事業として、地域交流活動ができた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	11,642円	支出額	11,642円
	内訳 受取交付金	11,642円	内訳 消耗品費	8,784円
			食糧費	1,166円
			保険料	1,692円

(2)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業 （耕作放棄地利用活動「まち町ファーム」）			
事業目的	令和3年度より、参加者全員で作物を栽培していく形の農園として立ち上げた河内地区内の農地にて、栽培を行い、できた作物は参加者に配分したり、推進隊の事業活動に利用するなど、眠っている農地を有効利用する。			
事業内容	年2回収穫祭を行い、事業のアピールと共に参加者増につなげる。参加者は推進隊山本会員とし、年間参加費は5,000円×9名。収穫祭参加費は一人500円とし、じゃがいも／さつまいも収穫祭を実施した。 作付け予定作物は、じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、落花生等である。			
実施日時	4/29 5/25 6/8・16 7/21 9/21・23・29 10/27 11/10・18 12/22 2/11 3/20			
実施場所	細川農園			
受益者	山本町住民他	従事人数	24人	
本事業の評価	農園も収穫祭も多くの参加があり、参加者が充分満足できる活動が出来た。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	95,810円	支出額	95,810円
	内訳 受取交付金	31,810円	内訳 消耗品費	60,468円
	受取負担金	64,000円	保険料	2,176円
			食糧費	1,166円
			地代家賃	20,000円
			諸謝金	12,000円

(3)

事業名	健全育成事業（山本幼稚園の農園運営協力活動）		
事業目的	山本幼稚園の自然愛護活動・食育活動等に寄与することを目的として、農園運営に対する協力をを行う。		
事業内容	令和2年度より開設された山本幼稚園の敷地内の農園は、園児たちが園生活の中で花や作物を育て、収穫し、消費するまでを体験できる貴重な場である。 幼稚園と連絡を取り合い、要望に沿って農園運営に協力する。 苗・種・肥料等は幼稚園が購入する。		
実施日時	4/15・22 9/2・11 3/12		
実施場所	山本幼稚園農園		
受益者	山本町住民他	従事人数	7人
本事業の評価	園児が作物を育て、収穫し、消費するまでを体験できる貴重な場として協力できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止
決算額	収入額	0円	支出額
			0円

(4)

事業名	里山整備事業（ぼだい山登山道整備）		
事業目的	景観の向上及び安全性の確保を目的として、登山道周辺の維持管理を補助する。山本町の自然保護として、里山（ぼだい山）を保護有効活用する目的で実施する。		
事業内容	里山整備事業として登山道の整備を、辻地区社会福祉協議会、辻地区有志、まちづくり推進隊会員と共に進めてきた。年数回の整備と、冬の整備登山の消耗品費等を補助する。		
実施日時	2/16		
実施場所	山本町辻地区ぼだい山登山道周辺		
受益者	山本町民・登山愛好家	従事人数	1人
本事業の評価	合同整備登山に参加し、地域団体との協力関係を推進できた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額
			0円

(5)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）			
事業目的	山本町の自然保護と里山（立石山）の保護および有効活用とともに、町外からの登山者による地域活性化を図る。			
事業内容	平成25年度からの継続事業であり、里山整備事業として登山道の整備を、神田分館、地区社会福祉協議会、地区有志、まちづくり推進隊会員と共に進める。登山道の急峻で危険な箇所やすべりやすい箇所にステップや手摺ロープを設置してきた。今年度も、従来より実施している草刈りや落葉掻きと共に、危険箇所注意の看板や手摺ロープを更新するなど、維持管理を行う。			
実施日時	11/17			
実施場所	山本町神田地区立石山登山道			
受益者	山本町民・登山愛好家	従事人数	2人	
本事業の評価	登山道整備に参加・協力し、地域団体との協力関係を推進できた。	次年度以降の実施予定	継続 <input checked="" type="radio"/> 廃止	
決算額	収入額	5,862円	支出額	5,862円
	内訳 受取交付金	5,862円	内訳 消耗品費	3,294円
			保険料	624円
			食糧費	1,944円

(6)

事業名	里山整備事業（知行寺山登山道整備）			
事業目的	手軽に登れる身近な場所の再発見として、知行寺山登山道整備を公民館が企画し、知行寺山を山本町のパワースポットとし、地域住民そして学校行事の一環として教育現場に取り入れて貰うため支援する。			
事業内容	財田大野地区民話のひとつに、大野小学校創立百年誌の記念アルバムにも記載され、又、平成28年9月24日付け四国新聞かがわの「都市伝説」として紹介され金のニワトリが住んでいると言われている知行寺山。 里山整備事業として登山道の整備を、財田大野分館を中心に、地区社会福祉協議会、地区有志、まちづくり推進隊会員と共に進める。			
実施日時				
実施場所	山本町大野地区知行地山周辺			
受益者	山本町民・登山愛好家	従事人数	0人	
本事業の評価	登山道整備に参加予定だったが、中止となった。	次年度以降の実施予定	継続 <input type="radio"/> 廃止	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
			食糧費	0円

(7)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）			
事業目的	山本町内の行事・ごみ収集日などを、住民に周知することを目的とする。			
事業内容	保育所、幼稚園、小学校、中学校の行事予定・山本町公民館、各分館等の行事・ごみ収集日など身近な情報を把握できるカレンダーを毎月発行する。			
実施日時	4/23 5/24 6/21 7/23 8/22 9/24 10/25 11/21 12/23 1/22 2/21 3/26			
実施場所	事務所・山本支所会議室			
受益者	山本町住民	従事人数	3人	
本事業の評価	一ヶ月の予定が把握でき、町内の各種行事に参加しやすくなっている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	76,560円	支出額	76,560円
	内訳 受取交付金	76,560円	内訳 消耗品費	76,560円

(8)

事業名	広報事業（広報紙の発行）			
事業目的	まちづくり推進隊山本へ入会してもらおう動機につなげるため、まちづくり推進隊山本の活動を地域住民に知ってもらうことを目的とする。			
事業内容	会員相互の親睦をはかりながら年1回発行し、NPO法人まちづくり推進隊山本の広報資料とする。今年度は第20号の発行となる。発行月は、2月で、A4サイズ4ページでの発行とした。			
実施日時	2/1発行			
実施場所	事務所			
受益者	山本町住民	従事人数	7人	
本事業の評価	推進隊山本の活動が、広く町民に周知できている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	82,500円	支出額	82,500円
	内訳 受取交付金	82,500円	内訳 印刷製本費	82,500円

(9)

事業名	魅力発信事業（山本町を考える交流会）			
事業目的	推進隊山本の活動を持続可能な活動とするには、女性の参加を増やすことが第一と考える。 そこで、女性の目線で自由に話せる場（意見交換会）や交流イベントを、山本町の魅力を発信することを目的に企画する。			
事業内容	季節に応じた開催場所・内容を選定、テーマが多岐にわたるよう調整し、女性の目線で顔を合わせながら自由に話し合い、山本町の課題解決を目指していく。 NPO法人日和と共催で「山本まち町マルシェ」を、年間3回実施した（5/19、12/15、3/16）。			
実施日時	5/18・19・12/15・3/16			
実施場所	NPO法人日和			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	60人	
本事業の評価	年間通してイベントとマルシェを開催し、町民に推進隊の活動をアピールできた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	67,038円	支出額	67,038円
	内訳 受取交付金	23,538円	内訳 印刷製本費	8,800円
	受取負担金	43,500円	消耗品費	31,916円
			保険料	19,740円
			通信運搬費	1,350円
			食糧費	5,232円

(10)

事業名	魅力発信事業（やまもとICTサークル）			
事業目的	「情報発信の魅力」と「問題解決の楽しさ」を主目標とする。 まちの魅力発見とともに、風景や伝承をデータとして残していく。 スマートフォン・タブレットに慣れ、地域ICT活用のきっかけとする。 ICTを活用した世代間交流の大切さを伝える。地域児童と会員の交流機会を持つ。			
事業内容	「プログラミング教室 ロボットを動かそう！」を2回実施し、地域課題をICTで解決する取り組みにつなげた。			
実施日時	8/8 3/27			
実施場所	山本支所2階大会議			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	4人	
本事業の評価	夏・春休み企画として、家族でロボットに触れることで、ICT活用のきっかけ作りの場を提供できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	33,100円	支出額	33,100円
	内訳 受取交付金	31,600円	内訳 消耗品費	23,100円
	受取負担金	1,500円	諸謝金	10,000円

(11)

事業名	魅力発信事業（竹林クラブ）			
事業目的	「放置竹林という空間を、魅力あるものに変えていき、いい時間を提案する」という活動方針の元、様々な問題を引き起こしている竹林との付き合い方(整備、遊び)を学び、実践をしてきたが、竹林の整備が進み、4年目は活動拠点としての利便性と過ごしやすい空間づくりの共存をこれまでのアイディアに沿って進め、筍掘りや花の栽培などの「地域交流の場」と、ワークショップなどの「学びの場」を確立するための活動をしながら、持続可能な資金の循環を作ることを目指す。			
事業内容	筍掘りましょー！を4月に5回実施し、大人60名、小人9名が参加した。年間通じて適宜整備を行った。			
実施日時	4/4・10・13・17・20・27 5/9 6/13 7/18・24 8/17 9/18・10/17 12/5 1/23 2/13 3/13			
実施場所	神田地区 岩倉氏所有の竹林			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	34人	
本事業の評価	地域交流の場としてだけでなく、竹林の魅力を発信できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	46,967円	支出額	46,967円
	内訳 受取交付金	-20,033円	内訳 消耗品費	24,803円
	受取負担金	67,000円	食糧費	4,664円
			保険料	2,550円
			地代家賃	10,000円
			通信運搬費	4,950円

(12)

事業名	自主防災会支援事業（防災研修会・防災講演会）			
事業目的	山本町では、自治会単位、地区単位で自主防災組織が立ち上がり活動しているが、南海トラフ大地震発生の予想、局地的集中豪雨の発生等を踏まえ、山本町防災組織の体制づくりを見据えながら、自主防災組織の支援・平時の防災啓発活動（体験研修・防災講演会）を行うことを目的にする。			
事業内容	防災講演会 三観広域行政組合 救急課長 次田浩二氏講演「大規模災害時の救急活動」			
実施日時	9/7			
実施場所	山本支所2階大会議			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	10人	
本事業の評価	防災講演会を開催し、山本町民に防災意識の向上を促すきっかけとなった。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	34,550円	支出額	34,550円
	内訳 受取交付金	34,550円	内訳 諸謝金	3,200円
			新聞図書費	31,350円

(13)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり「防災訓練」「訓練用資機材貸出」）			
事業目的	<p>災害時に対応できる町民を増やし、また地域のリーダーとして活動できる人材を育成するため、山本町住民や自主防災会などに年2回防災訓練（水防訓練・消火訓練）を開催する。さらに親子防災キャンプの体験により次世代を担う子どもたちの防災意識の熟成を図る。</p> <p>また、防災訓練活動の支援のため推進隊山本で保有している資器材の貸出を行う。</p>			
事業内容	防災・減災に向けた防災啓発活動として、各自主防災会員と山本町民、推進隊山本による項目別の防災訓練「水防訓練」、「消火訓練」「防災デイキャンプ」を実施した。			
実施日時	6/15・11/2・12/21			
実施場所	山本町保健センター北側車庫前・山本町公民館辻分館・財田川河川敷運動公園駐車場			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	31人	
本事業の評価	町民の防災意識の向上と、自主防災会の活動支援が出来た。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	78,168円	支出額	78,168円
	内訳 受取交付金	73,168円	内訳 消耗品費	65,462円
	受取負担金	5,000円	食糧費	3,085円
			保険料	9,621円

(14)

事業名	危機管理事業（応急救護所設置）			
事業目的	<p>超高齢化社会の現在において、推進隊山本の活動参加者も、必然的に高齢者となっている。推進隊山本が主催、共催する活動時においても不測の事態発生時に適格な判断と適切な対応が求められる。そこで、住民が安心して活動参加でき、推進隊山本のリスク管理に寄与する目的で実施する。</p>			
事業内容	事業実施時に、応急救護所を設置して緊急対応を行った。			
実施日時	4/10・13・17・20・27 5/19 6/8・15 7/20 9/23 11/2・16・17 12/15・21 2/16 3/16			
実施場所	竹林・NPO法人日和・細川農園・宝山湖			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	17人	
本事業の評価	安全に活動を行うための、リスク管理ができた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 消耗品費	0円

(15)

事業名	人材育成事業（活動参加仕組み作り）			
事業目的	まちづくり活動に参加し易い環境を整え、各会員が継続して活動に参加できるような仕組み作りのシステム化を目的とする。会員相互の一体感を強める効果と、活動を楽しみながら参加できるシステムを目指す。			
事業内容	昨年度より、さらなる会員参加を促すため、引き続き会員への周知を行い、活動参加を促した。今年度のポイント達成者は15名分だった。			
実施日時	令和6年4月～令和7年3月			
実施場所	山本町			
受益者	会員	従事人数	40人	
本事業の評価	記念品の交換額を引き下げたが、マルシェ等の運営もスムーズにできるなど、活動参加者が増える仕組みを提供できている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	45,000円	支出額	45,000円
	内訳 受取交付金	45,000円	内訳 諸謝金	45,000円

(16)

事業名	人材育成事業（プチボラ人材派遣活動）			
事業目的	会員の豊富な経験（特技・能力・専門知識等）を今後のまちづくり活動に活かし、推進隊山本の活動をレベルアップするために「人材バンク」を創設。会員の豊富な経験を生かし、推進隊山本として社会貢献できるシステムを構築する。事業内容を情報発信し、他の団体に利用してもらう。			
事業内容	ウォーキングイベントの救護員2回（派遣1回に対し3,000円の商品券を支給する。）。			
実施日時	9/21・3/29			
実施場所	山本町河川敷グラウンド			
受益者	会員	従事人数	2人	
本事業の評価	参加者への緊急対応が可能になり、安心してイベント活動ができるよう支援することができた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	6,000円	支出額	6,000円
	内訳 受取交付金	6,000円	内訳 諸謝金	6,000円

(17)

事業名	高齢者生活サポート事業（おれんじドア「結」開催）			
事業目的	人生100年時代、認知症は「年をとればだれでもなる可能性がある」といわれていて、高齢者の最も多い関心事の一つです。（認知症の人は2025年の推計472万人）そこでおれんじドア「結」の活動は、地域住民が認知症に対して「正しい知識」を学び、旧い認知症観を理解し、そして「認知症と共に地域で生活できる」そんな地域共生社会の実現を目指しています。			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市認知症カフェ事業の委託を受け、月1回活動しました。 ・メイン会場（老人ふれあいプラザ）7回開催。出張会場5回開催 計12回開催 ・カフェは3部構成で実施しており、①専門職による「認知症についてのミニ講話」と②作業療法士等による「認知症予防体操」、そして③会話を中心とした「カフェタイム」で活動しております。 			
実施日時	4/17 5/31 6/19 7/9 8/21 9/19 10/16 11/15 12/18 1/21 2/19 3/12			
実施場所	山本町老人ふれあいプラザ・西上自治会場・神田分館・辻分館 河内分館・神田土井集会場・			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	9人	
本事業の評価	正しい認知症の知識を学び「新しい認知症観」の普及・啓発。地域のネットワークづくり（地域の病院・銀行の活動参加）	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	129,161円	支出額	129,161円
	内訳 受取交付金	20,067円	内訳 消耗品費	53,756円
	受取負担金	22,000円	賄材料費	31,481円
	受託事業収益	87,094円	食糧費	7,903円
	(前々年度消費税過払額返還)		諸謝金	30,000円
			新聞図書費	6,021円

(18)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（市民活動サポート事業）			
事業目的	貸し出し用として保管している様々な備品を充実させたり、修理等保守・在庫管理を適切に行うことで、現状実施されている活動がさらに活発化することを目指す。新規活動の問い合わせがあった時は、前向きに検討し、市民活動のすそ野を広げる一端を担う。			
事業内容	グランドゴルフ、ペタンクなどの活動に必要な用具・備品を整備し、保管および貸出しを行った。状況に応じて、用具・備品を修理・補充をした。			
実施日時	令和6年4月～7年3月			
実施場所	山本支所			
受益者	山本町住民	従事人数	2人	
本事業の評価	町民の交流行事に、その都度、必要数の備品を貸し出すことで、地域の行事をサポートできた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 消耗品費	0円

(19) 移譲業務

事業名	公共施設管理			
事業目的	公共施設内の消耗品等の補充業務と、農林水産課・健康課と連携し軽微な修繕を行う。			
事業内容	山本町保健センター・山本町農村環境改善センター・山本町老人ふれあいプラザの3施設が対象。			
実施日時	令和6年4月～7年3月			
実施場所	山本町保健センター・老人ふれあいプラザ・山本町農村環境改善センター			
受益者		従事人数	2人	
本事業の評価	年間通して消耗品の補充等をし、利用者が快適に利用できている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	19,211円	支出額	19,211円
	内訳 受取交付金	19,211円	内訳 消耗品費	19,211円

(20) 移譲業務

事業名	交通安全			
事業目的	交通安全週間中、山本町内の交差点で交通安全キャンペーン活動を支援する。			
事業内容	キャンペーン活動実施時に、のぼり旗を持参し活動の支援をする。 使用用具を指定場所にて保管。			
実施日時	4/10 7/5 9/30			
実施場所	長瀬交差点・山本支所前交差点			
受益者	山本町住民他	従事人数	2人	
本事業の評価	キャンペーン実施時に活動支援を行い、交通事故防止の一助となっている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	1,166円	支出額	1,166円
	内訳 受取交付金	1,166円	内訳 食糧費	1,166円

(21) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局			
事業目的	三豊市自治会連合会山本支部事務局を担当する。			
事業内容	総会・役員会の開催、助成金の支払い、防犯灯の受付業務、広報送付作業と管理、その他を移譲業務として担当する。			
実施日時	令和6年4月～7年3月			
実施場所	山本支所1階会議室・2階大会議室			
受益者	山本町住民	従事人数	2人	
本事業の評価	自治会連合会山本支部の年間活動を、年間通してスムーズに運営できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	295,000円	支出額	295,000円
	内訳 受取交付金	295,000円	内訳 支払助成金	295,000円

(22) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局			
事業目的	三豊市地区衛生組織連合会山本支部の事務局を担当する。			
事業内容	支部事業等（役員会・総会・その他事業）を推進する。			
実施日時	令和6年4月～7年3月			
実施場所	山本支所会議室			
受益者		従事人数	2人	
本事業の評価	地区衛生組織山本支部事業を、年間通してスムーズに推進できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	一円	支出額	一円
	内訳		内訳	
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部（別会計）として事業を実施			

(23) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務			
事業目的	その他の移譲業務について事務局を担当する。			
事業内容	グリーンパトロールの窓口業務、イベント用品貸出しに関する受付業務他			
実施日時	令和6年4月～7年3月			
実施場所	山本町内			
受益者	山本町住民	従事人数	2人	
本事業の評価	グリーンパトロールの窓口業務や、用品貸し出し業務を、年間通してスムーズに実行できた。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	一円	支出額	一円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	令和6年 4月25日 19時～ 20時50分	出席状況	16人 (委任状35人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和5年度事業報告・決算報告について 第3号議案 令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について 第4号議案 役員の報酬及び費用弁償に関する規程について		

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和6年 4月15日 19時～21時15分	出席状況	理事 7人 (委任状2通) 監事 1人
審 議 及 び議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和5年度事業報告及び収支決算の承認について 第3号議案 令和6年度事業計画（案）/予算（案）について 第4号議案 役員について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和6年 7月23日 19時～20時	出席状況	理事 7人 (委任状1通) 監事 1人
審 議 及 び議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第一四半期会計報告について 第4号議案 事務局の提示版利用について 第5号議案 7町合同広報誌発行について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和6年 10月3日 19時～20時	出席状況	理事 6人 (委任状2通) 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第2四半期会計報告について 第4号議案 令和7年度事業計画・予算(案)について 第5号議案 交付金制度の廃止について 第6号議案 今後の日程について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和6年 12月19日 19時～20時45分	出席状況	理事 8人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 今年度予算の見通しについて 第4号議案 交付金制度の廃止について 第5号議案 今後の日程について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和7年 2月13日 19時～20時45分	出席状況	理事 8人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 今年度予算の見通しについて 第4号議案 令和7年度事業計画(案)について 第5号議案 令和7年度理事会体制について 第6号議案 今後の日程について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和7年 3月6日 19時～20時30分	出席状況	理事 7人 (委任状1通) 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 今年度予算の見通しについて 第4号議案 令和7年度事業計画（案）について 第5号議案 交付金終了に関する説明会について 第6号議案 NPO法人解散に関する業務委託について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和7年 3月28日 19時～20時00分	出席状況	理事 7人 (委任状1通)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 今年度予算の見通しについて 第4号議案 令和7年度事業計画（案）について 第5号議案 交付金終了に関する説明会について 第6号議案 NPO法人解散に関する業務委託について		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 田淵 暁 様

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和7年4月9日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本 忠博 

監事 秋山 章裕 

決算報告書

第 13 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	203,000	
受取交付金	8,141,767	8,344,767

【事業収益】

事業 収益	6,556	
受託事業収益	87,094	93,650

【その他収益】

受取 利息		1,252
-------	--	-------

経常収益 計

8,439,669

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

諸 謝 金(事業)	106,200	
印刷製本費(事業)	91,300	
通信運搬費(事業)	6,300	
消耗品 費(事業)	367,354	
食 糧 費(事業)	26,326	
賄材料費(事業)	31,481	
地代 家賃(事業)	30,000	
減価償却費(事業)	41,199	
保 險 料(事業)	36,403	
新聞図書費(事業)	37,371	
支払助成金	295,000	

その他経費計

1,068,934

事業費 計

1,068,934

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,241,584	
役員 報酬	260,000	
役員議事報償費	188,000	
法定福利費	965,534	
福利厚生費	14,300	
人件費計	6,669,418	

(その他経費)

印刷製本費	116,421	
車両燃料費	25,319	
通信運搬費	190,714	
消耗品 費	149,500	
修 繕 費	35,060	
水道光熱費	43,600	
減価償却費	80,630	
保 險 料	133,972	
リース 料	10,692	

活 動 計 算 書

【税込】（単位：円）

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山木

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

租税 公課	12,400	
業務委託料	16,030	
支払手数料	1,000	
その他経費計	815,338	
管理費 計		7,484,756
経常費用 計		8,553,690
当期経常増減額		△114,021
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△114,021
当期正味財産増減額		△114,021
前期繰越正味財産額		448,325
次期繰越正味財産額		334,304

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

【税込】（単位：円）
令和 7年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	460,233
小口 現金	30,000	預り金（源泉所得税）	5,316
普通 預金	546,124	流動負債 計	465,549
現金・預金 計	576,124	負債合計	465,549
流動資産合計	576,124	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
（有形固定資産）		前期繰越正味財産額	448,325
構 築 物	6,419	当期正味財産増減額	△114,021
車両運搬具	1	正味財産 計	334,304
機械及び装置	112,947	正味財産合計	334,304
什器 備品	104,362		
有形固定資産 計	223,729		
固定資産合計	223,729		
資産合計	799,853	負債及び正味財産合計	799,853

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 7年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金	30,000
普通 預金	<u>546,124</u>
現金・預金 計	<u>576,124</u>

流動資産合計

576,124

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	6,419
車両運搬具	1
機械及び装置	112,947
什器 備品	<u>104,362</u>
有形固定資産 計	<u>223,729</u>

有形固定資産 計

223,729

固定資産合計

223,729

資産の部 合計

799,853

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	460,233
預り金(源泉所得税)	<u>5,316</u>

流動負債 計

465,549

負債の部 合計

465,549

正味財産

334,304

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 203,000
受取交付金 8,141,767

【事業収益】

事業収益 6,556
受託事業収益 87,094

【その他収益】

受取利息 1,252

経常収益計

8,439,669

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

諸謝金(事業) 106,200
印刷製本費(事業) 91,300
通信運搬費(事業) 6,300
消耗品費(事業) 367,354
食糧費(事業) 26,326
賄材料費(事業) 31,481
地代家賃(事業) 30,000
減価償却費(事業) 41,199
保険料(事業) 36,403
新聞図書費(事業) 37,371
支払助成金 295,000

その他経費計

1,068,934

事業費計

1,068,934

【管理費】

(人件費)

給料手当 5,241,584
役員報酬 260,000
役員議事報償費 188,000
法定福利費 965,534
福利厚生費 14,300
人件費計 6,669,418

(その他経費)

印刷製本費 116,421
車両燃料費 25,319
通信運搬費 190,714
消耗品費 149,500
修繕費 35,060
水道光熱費 43,600
減価償却費 80,630
保険料 133,972
リース料 10,692

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

租税 公課	12,400	
業務委託料	16,030	
支払手数料	1,000	
その他経費計	815,338	
管理費 計		7,484,756
経常費用 計		8,553,690
当期経常増減額		△114,021
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△114,021
当期正味財産増減額		△114,021
前期繰越正味財産額		448,325
次期繰越正味財産額		334,304

全 役 員 名 簿

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	田淵 暁	三豊市山本町大野2030番地2	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
副理事長	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
副理事長	近藤クミ子	三豊市山本町神田1459番地4	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	原 幸久	三豊市山本町辻3091番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	細川 恵美子	三豊市山本町河内1310番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	藤田 雅由	三豊市山本町河内636番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	山地 好信	三豊市山本町大野122番地1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
理事	岩倉 洋平	三豊市山本町神田2930番地	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	なし

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 一般会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	等
副理事長	岡子	鎮雄
副理事長	近藤	雅春
理事	岩倉	道夫
同	中西	克人
同	永田	剛之
同	藤原	啓子

同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 田 淵 暁 (印)

